

# 熊本市公報

## 第1456号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号  
熊本市総務局行政管理部総務課  
発行日 毎月末日

### 目次

### 規則

○熊本市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（第2号） .....	452
○熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第3号） .....	453

## 規 則

規 則 第 2 号

令和4年1月17日

熊本市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市屋外広告物条例施行規則（平成8年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号及び第7条第1号中「含む」を「除く」に改める。

別表第2条例第10条第2項第2号（管理用広告物）に関する基準の欄中「1団」を「一団」に改める。

別表第4条例第10条第5項第1号（自家用広告物）に関する基準の欄中「1事業所等」を「一の建築物（建築物がない場合にあつては、一団の土地）」に改める。

別表第6基準の欄中「1団」を「一団」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規則第3号

令和4年1月27日

熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例施行規則（平成25年規則第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（様式第1号）」を削り、同条第3項中「（様式第2号）」を削る。

第3条第2号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第6条第4項」を「第10条第1項」に、「同条第5項」を「同条第2項」に改める。

第4条中「（様式第3号）」を削る。

第5条第1項中「（様式第4号）」を削り、同条第3項中「（様式第5号）」を削る。

第6条第1項中「（様式第6号）」を削り、「提出する」の次に「ことにより行う」を加え、同条第2項中「届け」を「届出」に、「提出しなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（書類の様式等）

第7条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲

載その他の方法により公表するものとする。

様式第1号から様式第6号までを削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2号の改正規定（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改める部分に限る。）は、令和4年4月1日から施行する。